

【改正趣旨】

給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備を前提とした時代から、人口減少に伴う水の需要の減少、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化の進行等の状況を踏まえ、既存の水道施設を維持・更新するとともに、必要な人材の確保が求められる時代となったことに対応し、水道の計画的な整備から水道の基盤の強化が求められている。このため、目的規定を改正するもの。

改正前

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

改正後

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

1. 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進
(第1条、第2条の2、第5条の2、第5条の3、第5条の4)

現状・課題

- 水道の普及率は97.9%(平成28年度末)となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。
- また、1355の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が921と多数存在(平成28年度)しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

改正法

- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。(第1条)
- 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。
特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。(第2条の2)
- 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。(第5条の2)
- 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。(第5条の3)
- 都道府県は、水道事業者等との間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置できることとする。(第5条の4)

広域連携の推進

水道事業は主に市町村が経営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態		内容	事例
事業統合		・経営主体も事業も <u>一つに統合された形態</u> (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている。)	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町(直島町を除く)の水道事業を統合(H30.4~))
経営の一体化		・経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる。)	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が、四條畷市・太子町・千早赤阪村の水道事業を経営(H29.4~))
業務の共同化	管理の一体化	・水質検査や施設管理等、維持管理の共同実施・共同委託 ・総務系事務の共同実施、共同委託	神奈川県内5水道事業者(神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団)の水源水質検査等の業務を「広域水質管理センター」に一元化(H27.4~)
	施設の共同化	・水道施設(取水場、浄水場、水質試験センターなど)の共同設置・共用 ・緊急時連絡管の接続	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設(H24.4.1から供用開始)
その他		・災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	多数

3

水道広域化の類型化

- ・老朽化施設の更新・耐震化を実施するのに必要な**資金と人材の確保**といった課題に対する、有効な対策手段の一つに広域化が挙げられる。
- ・これまでの広域化実施事例を類型化すると、概ね以下の3パターンに整理される。

	垂直統合型	水平統合型	弱者救済型
形態	・用水供給事業と受水末端事業との統合(経営統合を含む)	・複数の水道事業による統合(経営統合を含む)	・中核事業による周辺小規模事業の吸収統合(経営統合を含む)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・既に施設が繋がっているため、施設の統廃合を行いやすい。 ・末端事業が所有する水源や浄水場等の廃止が可能。 ・施設統廃合に伴う事業費の削減により水道料金上昇を抑制。 ・水源から蛇口までを一元的に管理でき、安全度が向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営資源の共有化。 ・規模の拡大に伴い、業務の共同化や民間委託の範囲拡大など効率的な運営による効果大きい。 ・施設統廃合に伴う事業費の削減により水道料金上昇を抑制。 	<ul style="list-style-type: none"> (中核事業) ・中核事業者としての地域貢献 (小規模事業) ・水道料金の上昇を抑制。 ・給水安定度の向上 ・事業基盤が安定
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・給水安定度向上のためには、末端間の連絡管整備が必要となり、事業費の増大となる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的条件から施設統廃合ができない場合に、統合によるメリットは少なくなる。 ・水道料金上昇が伴うと、複数の事業者による料金決定が困難になる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> (中核事業) ・給水条件の悪い事業を統合する場合は、経営的な負担が増す。 (小規模事業) ・統合に伴う施設整備費の負担が発生。 ・出資金や借金の清算等、広域化にあたり一時的な財政負担が発生。
主な事例	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手中部地域、・中空知地域 ・淡路地域、・香川県 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉秩父地域、・岩手中部地域 ・群馬東部地域、・香川県 	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市

4

2. 適切な資産管理の推進(第22条の2、第22条の3、第22条の4)

現状・課題

- 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕を行うことが必要。
- また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。
- 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新(耐震化を含む。)が必要。
- また、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

改正法

- 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。(第22条の2)
- 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。(第22条の3)
- 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。(第22条の4)

1

点検を含む維持・修繕

- 水道施設の点検を、構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う

(例)

点検のルール化を明示するもの	点検内容
・点検計画書 ・マニュアル ・点検記録表 等	・対象の施設 ・点検の方法 ・点検の頻度 等

- 水道施設の点検の結果、異状を把握した場合には、維持又は修繕を行う

- 特に、基幹となる水道施設に多く用いられ、また、点検及び補修等を適切に実施すると、施設の更新需要の平準化に有効となるコンクリート構造物については、運転に影響に与えない範囲で目視が可能で水密性を要するものについて、次のとおりの対応とする

- 概ね5年に1回以上の頻度で点検を行う
- 点検した際は、以下の事項を記録する [同施設を次に点検を行うまで保存]
 - ・点検の年月日
 - ・点検を実施した者の氏名
 - ・点検の結果
- 点検した結果、施設の劣化を把握し、修繕を行った場合には、その内容を記録する [当該施設を利用している期間保存]



水道事業者等が点検を含む維持・修繕を行うにあたり参考となるよう、水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインを作成予定

2

水道施設台帳の整備

水道施設の計画的な更新など、適切な資産管理を行えるよう、水道事業者等は、水道施設台帳の作成及び保管をするとともに、水道施設台帳の記載事項に変更があったときは、これを訂正することが必要。

調書及び図面として整備すべき情報

※属性情報など電子システムで把握している場合も、水道施設台帳を整備していると考えます

調書

管路調書

管路の性質ごとの延長を示した調書

- ・管路区分・設置年度・口径・材質・継手形式毎の管路延長

施設調書

管路以外の水道施設に関する諸元を示した調書

- ・名称、設置年度、数量、構造又は形式、能力

図面

一般図

水道施設の全体像を把握するための配置図

- ・市区町村名とその境界線
- ・給水区域の境界線
- ・主要な水道施設の位置及び名称
- ・主要な管路の位置
- ・方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

施設平面図

水道施設の設置場所や諸元を把握するための平面図

- ・管路の基本情報（管路の位置、口径、材質）
- ・制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の位置及び種類
- ・管路以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線
- ・その他地図情報（一般図の記載事項、付近の道路・河川・鉄道等の位置）

形式を問わず整備すべき情報

- ・管路の設置年度、継手形式及び土かぶり
- ・制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の形式及び口径
- ・水道メーターの位置
- ・道路、河川、鉄道等を架空横断する管路の構造形式、条数及び延長

3

アセットマネジメントの推進

検討手法(タイプ別)の実施状況(事業者数)

(単位：事業者数)

財政収支見通しの 検討手法	タイプA (簡略型)	タイプB (簡略型)	タイプC (標準型)	タイプD (詳細型)
更新需要見通しの 検討手法				
タイプ1 (簡略型)	56	5	62	3
タイプ2 (簡略型)	16	89	176	3
タイプ3 (標準型)	4	5	542	12
タイプ4 (詳細型)			20	74

アセットマネジメントの実施状況

- ▶ 平成29年度のアセットマネジメントを実施している事業者^{※1}は 75.6% (1,084事業者)。
- ▶ 標準精度(タイプ3・C^{※2})以上で実施している事業者^{※1}は 45.2% (648事業者)。

アセットマネジメントの活用状況

- ▶ 標準精度(タイプ3・C^{※2})以上でアセットマネジメントを実施し、その結果を基本計画等へ反映している事業者^{※1}は 25.7% (368事業者)。

※1 実施中の事業者も含まれる

※2 施設の再構築・ダウンサイジング等までは検討していないが、将来の投資必要額(更新需要)は把握

- 水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き
- アセットマネジメント「簡易支援ツール」

に関して、将来必要となる更新費用をより正確に把握するための事業費算出事例の充実や、経営分析機能の向上を目的とした改定・改良を行う予定

4

水道施設の計画的な更新等

水道施設の計画的な更新

- 長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設を計画的に更新

収支の見通しの作成

- 30年以上の期間を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算
- 試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握した上で水道施設の新設及び改造の需要を算出し、費用の平準化、水道施設の規模及び配置の適正化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮

収支の見通しの公表

- 収支の見通しについて、10年以上を基準とした合理的な期間について公表

収支の見通しの見直し

- 収支の見通しを作成・公表した時は、概ね3年から5年ごとに見直す

3. 官民連携の推進(第24条の4～第24条の13)

現状・課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。

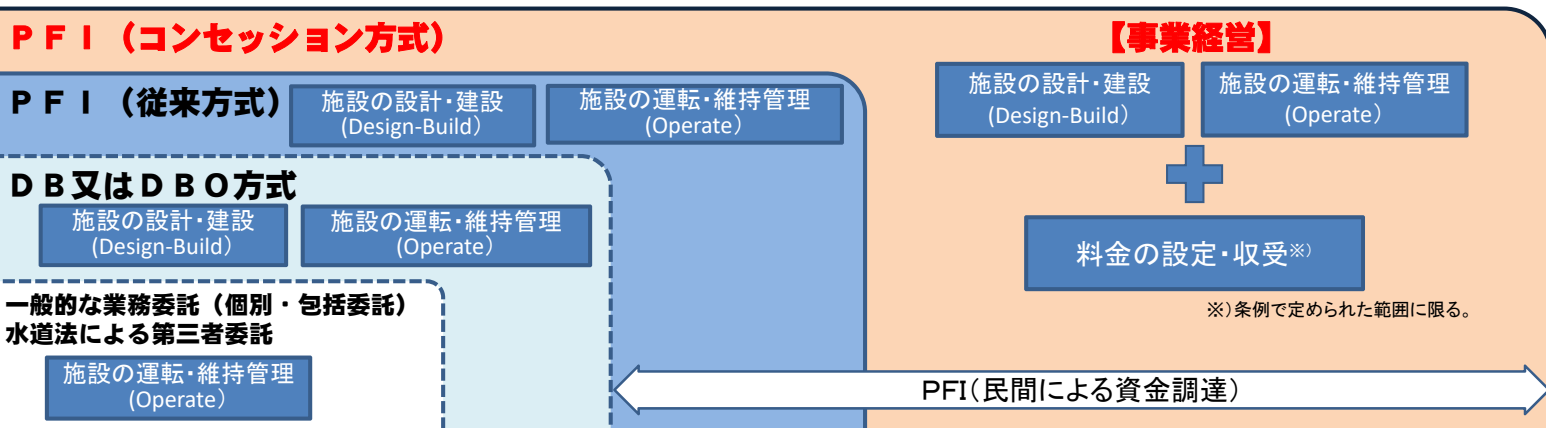
改正法

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
 - 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
 - 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。
- ※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
- ・ 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら収受。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

1

水道事業における官民連携手法とメリット

■各官民連携手法と民間事業者の実施する主な業務範囲



民間の技術力 ～～ 資金調達 ～～ 経営ノウハウの活用

契約期間	3～5年が一般的	5～20年程度	20年程度	20年以上が一般的(他分野の例)
水道事業者	・専門的な知識が要求される業務において、民間の技術力を活用	・性能発注による民間のノウハウの活用 ・業務遂行のための人材の補完 ・長期、包括の委託により、さらに業務の効率化が図られ、財政負担の軽減 ・PFIでは、民間の資金調達により、財政支出の平準化が可能		・民間の技術力や経営ノウハウを活かした 事業経営の改善 ・技術職員の高齢化や減少に対応した 人材確保・育成、技術の承継 ・民間の資金調達・運営権対価による 財政負担の軽減
民間企業	・運転・維持管理業務全般を包括して受託することにより、効率的な事業運営が可能	・性能発注による裁量の拡大		・ 事業経営への参画が可能 ・事業運営についての 裁量の拡大 ・一定の範囲での 柔軟な料金設定 ・抵当権の設定による 資金調達の円滑化

2

コンセッション方式の導入に伴う懸念への対応について

- 安全な水を将来にわたり供給し続けるためには、水道事業の基盤強化が喫緊の課題
- 官民連携は基盤強化の一つの有効な手段であり、コンセッション方式の導入は官民連携の一形態として市町村の選択肢を増やすもの(実際に導入するかどうかは、市町村の判断)
- 現在の水道法の下でもコンセッション方式の導入は可能だが、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要となる。そのため、市町村の関与を強化し、市町村の最終責任の下で、サービスを維持・運営することが可能となるよう、水道法を改正。

1. 議会の関与の下、市町村が判断

PFI法

※平成30年6月のPFI法改正でも変更なし

- ・コンセッション方式を採用するかどうかやその内容については、PFI法に基づき市町村が**条例で定める**とともに、運営権の設定に当たり、**議会の議決**が必要。
- ・コンセッション事業者の利用料金については、市町村が、PFI法に基づき**料金の範囲**等を事前に**条例で定める**ため、無制限に値上がりすることはない。

2. 認可権者(厚労大臣等)・市町村の関与

水道法改正

PFI法

- ・コンセッション事業者に対する運営権の設定にあたり、**厚労大臣等の許可**を受けなければならない。
- ・コンセッション事業者に対し、コンセッション契約後も市町村が**適切なモニタリング**を行うとともに、**厚労大臣等も監視・監督**を行うことで、常に適切な事業運営を確保。

3. 水道事業の最終責任はあくまで市町村

水道法改正

- ・水道事業の認可はあくまで市町村が受けることとし、水道事業の**最終責任は市町村が担う**ことを堅持。
- ・災害時など非常時の役割分担についても、厚労大臣等が確認した上で許可。

3

水道施設運営権者に対する関与の仕組み

事業計画の確実性・合理性

- 地方公共団体は、実施方針や要求水準書を作成し、それらを満たす提案をした民間事業者を選定
- 国等は、事業計画の確実性・合理性を審査した上で許可(水道法)

料金の設定

- 地方公共団体は、水道施設の利用料金の範囲等を条例で規定(PFI法)
- 運営権者は、条例の範囲内で利用料金を設定(PFI法)
- 国等は、原価を適切に算定して利用料金を設定しているか審査した上で許可(水道法)

モニタリング

- 地方公共団体は、運営権者に対し業務・経理の状況のモニタリング等を実施(PFI法)
- 国等は、地方公共団体のモニタリング体制を確認した上で許可(水道法)
- 国等は、地方公共団体及び運営権者に対し、必要に応じ報告徴収・立入検査等を実施(水道法)

国又は都道府県
(認可・許可権者)

民間事業者
(運営権者)

地方公共団体
(水道事業者かつ
施設管理者)

- (水道法に基づく監督等)
- ・水道施設の改善の指示
 - ・水道技術管理者・水道施設運営等事業技術管理者の変更勧告
 - ・給水停止命令
 - ・報告徴収、立入検査
 - ・運営権の取消し等の要求

- (PFI法に基づくモニタリング等)
- ・業務・経理の状況に関する報告の求め、
実地調査、必要な指示
 - ・運営権の取消し
 - ・運営権の行使の停止

4

海外における水道事業の再公営化事例を踏まえた対応策

事例		水道法改正等における対応策
1	水質の悪化など、 管理運営レベルの 低下 パリ、アトランタ、 ベルリン、 フェノスアイレス、 インディアナポリス、 ダルエスサラーム	地方自治体が、PFI法に基づき、「実施方針」と、民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容、管理・運営レベルを明確に定める。 さらに、今回の法改正により、厚生労働大臣はその内容を確認した上で、許可する仕組みとしている。
2	水道料金の高騰 パリ、ベルリン、 インディアナポリス、 アルマトイ、 クアラルンプール	まずは、地方自治体は、PFI法に基づき、条例で料金の枠組み(上限)をあらかじめ決定する。民間事業者は、その範囲内でしか料金設定ができない。 これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が適切な料金設定であることを確認した上で、許可する仕組みとしている。
3	民間事業者に対す る監査・モニタリ ング体制の不備 パリ 等	まずは、地方自治体は、PFI法に基づき、民間事業者の業務内容や経営状況について定期的にモニタリングを行い、早期に問題を指摘し、改善を要求する。 これに加え、今回の法改正に基づき、厚生労働大臣が地方自治体のモニタリング体制が適切かを確認した上で許可するとともに、厚生労働省が直接、報告徴収・立入検査を行う。

5

海外におけるコンセッション事業等の取組事例

	地域・都市	時期	主なメリット
1	リヨン地域 ^{※1} (フランス)	①1997年～ 18年間 ②2015年～ 8年間	・2015年からの契約では、大ロットでの調達による設備調達費用の抑制などにより、水道料金を約20%削減
2	ループシエンヌ 地域 ^{※2} (フランス)	①1995年～ 20年間 ②2015年～ 12年間	・2015年からの契約では、新たに石灰除去施設を建設し、水道水質が向上。これに伴い、管路が高寿命化し、将来の建設投資費用を抑制。その他、発注方法の改善等により、水道料金を約15%削減
3	カンヌ地域 ^{※3} (フランス)	1993年～ 30年間	・ITシステムの活用により、施設稼働率の適正化、非常時対応の充実等を実現 ・コールセンターを設置するなど質の高いサービスを提供(顧客満足度調査で高評価)
4	バルセロナ地域 ^{※4} (スペイン)	1997年～ 50年間	・限界膜ろ過や逆浸透膜を使用した新たな浄水プロセスの導入等により水道水質の安全性が向上
5	マニラ市東地区 (フィリピン)	1997年～ 25年間	・契約から10年余りで水道普及率が49%→94%に上昇 ・契約から10年余りで無収水率を51%→30%に改善

(出典)

※1 リヨン市を含む周辺54自治体。発注主体はメトロポールリヨン
 ※2 パリ市の東、ヴェルサイユからサン＝ジェルマン＝アン＝レーにまたがる約30自治体。発注主体はSMGSEVESCO(サン＝クロード・ヴェルサイユ市郡サービス管理事務組合)
 ※3 カンヌ市を含む周辺8自治体。発注主体はSICASIL(カンヌ地区水道組合)
 ※4 バルセロナ市を含む周辺23自治体。発注主体はAMB(バルセロナ周辺地公体連合)

・内閣府・(株)日本政策投資銀行・(株)日本経済研究所 「フランス・英国の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について 2016年8月」
 ・内閣府・(株)日本政策投資銀行・(株)日本経済研究所 「欧州等の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について(2) 2017年10月」
 ・世界銀行・民活インフラ助言ファンリティア・(発行:日本水道新聞社)「都市水道事業の官民連携 2012年4月」

6

4. 指定給水装置工事事業者制度の改善(第25条の3の2)

現状・課題

- 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。
- 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。
H9：2万5千者 → H28：23万2千者、約9倍
- 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。
 - ・ 所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千5百者
 - ・ 違反工事件数：1,644件 (H28)
 - ・ 苦情件数：3,885件 (H28)

※指定給水装置工事事業者制度：

各水道事業者は給水装置(蛇口、トイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定ことができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

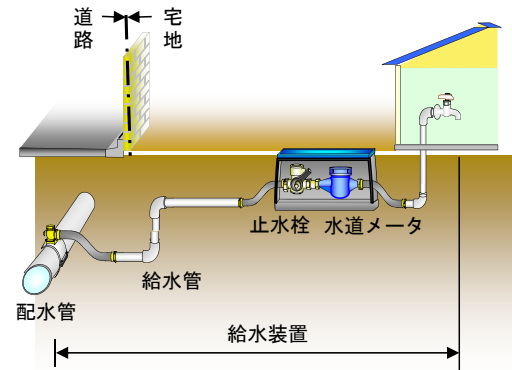
改正法

- 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入する。

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。

(参考)指定の基準

- ・ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
- ・ 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等



5. その他の主な改正事項(第11条、第14条、第39条の2関係)

1. 事業の休止及び廃止に関する事項(第11条)

- 水道事業者が事業を休廃止する際には厚生労働大臣の許可を受けなければならないとされているところ、その許可に当たっての手続きについて省令委任規定を追加。
※ 具体的には、省令において許可申請書の提出、申請書の記載事項や添付書類の内容を定める予定。

2. 供給規程に関する事項(第14条)

- 供給規程に定められる料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければならないものとすること。
※ 「健全な経営を確保」とは、老朽化する水道施設の維持、修繕や更新を計画的に行うなど、継続的にサービスを提供していけるように水道事業を経営する状態を指し、そのことを明示的に規定するもの。

3. 災害その他非常の場合における連携及び協力の確保に関する事項(第39条の2)

- 国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとすること。